

# 沖縄県立芸術大学学生の懲戒に関する規程施行細則

令和6年9月4日  
沖芸大細則第13号

(趣旨)

**第1条** この細則は、沖縄県立芸術大学学生等の懲戒に関する規程（令和6年9月4日学長決裁。以下「規程」という）第25条第1項の規定に基づき、学生等の懲戒の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(科目等履修生の所属)

**第2条** 規程第3条第1号の科目等履修生については、沖縄県立芸術大学科目等履修生規程（令和4年3月4日 沖芸大規程第61号）第7条及び沖縄県立芸術大学大学院科目等履修生規程（令和4年3月4日 沖芸大規程第62号）第5条に基づき、当該科目等履修生の選考を行った学部等に所属するものとする。

(自宅謹慎命令)

**第3条** 規程第6条第1項の対象学生等の同意の下、自宅謹慎を命じる場合は、対象学生等から同意書を徴するものとする。

2 同条第2項の自宅謹慎命令書の様式は、第1号様式のとおりとする。

(調査委員会)

**第4条** 規程第8条第1項の調査委員会は、既存の委員会をもって代えることができる。

2 規程第8条第3項の事実調査通知書の様式は、第2号様式のとおりとする。

3 規程第8条第3項の規定に基づき、対象学生等から事情聴取を行なった場合は、事情聴取に係る調書（第3号様式）を作成し、作成後は当該調書を当該学生等に閲覧させ、内容に誤りのないことを確認させるものとする。

4 非違行為が、複数の学部等に所属する対象学生等によって引き起こされた場合は、当該学部等が共同して調査委員会を設置することができる。

5 規程第4条第2号の非違行為については、学部等の長は、ハラスメント防止・対策委員会からの勧告を受けた後、規程第8条第1項の調査委員会を設置する。この場合、ハラスメント防止・対策委員会からの事実調査の結果報告をもって、同条第2項の調査に代えるものとする。

(逮捕又は拘留の取扱い)

**第5条** 対象学生等が逮捕又は勾留され、大学として本人に接見することができない場合における懲戒に関する取扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) 対象学生等が犯罪を認めている場合

懲戒の要否、懲戒の種類及び内容について慎重に検討し、懲戒を行うことができるものとする。

(2) 対象学生等が犯罪を否認している場合

懲戒の手続きを開始するかどうかを慎重に検討し、開始することが妥当であると判断したときは、裁判の推移等を考慮しつつ、懲戒を行うことができるものとする。

(意見陳述)

**第6条** 規程第9条第1項の意見陳述は、これを行なうべき期日までに相当な期間を置くものとする。

2 規程第9条第1項の懲戒審査説明書の様式は、第4号様式のとおりとする。

3 副学長は、規程第9条第4項の調書において、懲戒処分の原因となる事実に対する対象学生等の陳述の要旨を明らかにしておくものとする。

(懲戒の要否及び量定に当たっての基本的考え方及び基準)

**第7条** 懲戒の要否及び量定案に関し、規程第8条の調査委員会における検討、第10条に規定する教授会等における審議並びに第11条に規定する教育研究審議会における審議及び同条に規定する学長の決定を行うに当たり、別表に定める標準例に準拠し、次に掲げる事項を基礎に、学生等の状態、非違行為の悪質性及び結果の重大性のほか、教育的配慮を勘案した上で総合的に検討し、審議し、又は決定するものとする。

(1) 非違行為の動機、態様及び結果

(2) 故意又は過失の別及びその程度

(3) 過去における非違行為の有無

(4) 日常の修学態度、生活態度及び非違行為後の対応

(5) 他の学生等及び社会に及ぼす影響の程度

2 学生等が、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める懲戒の種類を基準として検討する。

(1) 非違行為が悪質で、その結果に重大性が認められる場合 退学

(2) 非違行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合 退学、停学又は訓告

(3) 非違行為の悪質性は軽微であるが、その結果に重大性が認められる場合 退学、停学又は訓告

(4) 非違行為の悪質性が軽微で、その結果に重大性が認められない場合 訓告

3 個別の事案の事情に即し、標準例に定める懲戒を加重軽減することがある。

4 標準例に掲げられていない非違行為についても懲戒の対象となり得るものであり、これらについては、標準例に掲げる取扱いを参考にして判断するものとする。

5 非違行為の悪質性の有無は、学生等の主観的態様、行為の性質及び当該行為に至る動機等を総合的に勘案して判断するものとする。

6 結果の重大性の有無は、精神的損害を含めた人身損害の有無、その程度及びその行為が社会に及ぼした影響等を総合的に勘案して判断するものとする。ただし、結果が物的損害にとどまる場合であっても、それが甚大なものであれば、その重大性についても考慮するものとする。

7 対象学生等が、過去に懲戒を受けたことがある場合は、これを考慮して懲戒の種類、内容等を決定することができる。

(懲戒処分書)

**第8条** 規程第12条の懲戒処分書の様式は、第5号様式のとおりとする。

2 懲戒処分書には、当該懲戒処分につき再審査を請求することができる旨並びに再審査の請求先及び再審査を請求することができる期間を教示するものとする。

(懲戒の公示)

**第9条** 規程第13条の規定による公示の様式は、第6号様式のとおりとする。

(再審査の請求)

**第10条** 規程第15条第2項の再審査請求書に記載する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 再審査請求人の所属、学生番号、学年、氏名及び住所
- (2) 再審査請求に係る懲戒処分の内容
- (3) 再審査請求に係る懲戒処分があったことを知った年月日
- (4) 再審査請求の趣旨及び理由
- (5) 再審査請求の年月日

2 規程第15条第3項の再審査請求措置決定書の様式は、第7号様式のとおりとする。

(再審査請求書の要件審査)

**第11条** 再審査請求書が提出されたときは、次に掲げる要件について審査するものとする。

- (1) 再審査請求が文書で行なわれていること。
- (2) 再審査請求の適格者であること。
- (3) 再審査請求の期間内に行なわれていること。
- (4) 再審査請求書の必要事項がすべて記載され、証拠資料が添付されていること。

2 再審査請求書が規程第15条第2項の規定に違反する場合には、学長は、再審査請求人に対し、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正するよう命じるものとする。

3 前項の場合において、再審査請求人が同項の期間内に不備を補正しないときは、学長は、規程第16条第3項に規定する不服審査委員会の審査を経ないで、規程第17条第1項の規定に基づき、当該再審査請求を却下することができる。

(再審査請求の本案審査)

**第12条** 不服審査委員会は、相当の期間を定めて、学部等に対し、懲戒処分内容及び理由を記載した弁明書の提出を求めるものとする。

2 不服審査委員会は、前項の弁明書の提出があったときは、これに規程第9条第4項の調査及び報告書を添えて、再審査請求人に送付するものとする。

3 再審査請求人は、前項の弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面(以下「反論書」という。)を提出することができる。この場合において、不服審査委員会が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

4 不服審査委員会は、再審査請求人から反論書の提出があったときはこれを学部等に送付するものとする。

5 不服審査委員会は、再審査請求人の申立てがあった場合には、口頭で再審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。

6 前項の規定による意見の陳述(以下「口頭意見陳述」という。)は、不服審査委員会が期日及び場所を指定し実施する。

7 再審査請求人が、口頭意見陳述の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由がなく欠席し、又は文書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

8 不服審査委員会は、再審査請求人から補佐人の同席又は口頭意見陳述について求めがあった場合は、これに応じなければならない。ただし、不服審査委員会が事情聴取の妨げになると認めるときは、補佐人の数を制限することができる。

9 不服審査委員会は、審査手続を終結したときは、遅滞なく、学長がすべき決定に関する意見書を作成し、審査記録（再審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件をいう。）とともに学長に提出するものとする。

（再審査請求に対する決定）

**第13条** 規程第17条第3項の再審査結果通知書の様式は、第8号様式のとおりとする。

（停学処分の解除等）

**第14条** 規程第20条第4項の停学処分解除通知書の様式は、第9号様式のとおりとする。

（その他）

**第15条** この細則の改廃は、大学学生委員会の議を経て学長が行う。

#### 附 則

この細則は、令和6年9月4日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

ただし、別表並びに第7条第2項に規定する基準については、施行日以降に生じた非違行為に適用するものとし、施行日以前の非違行為については、非違行為の悪質性及び結果の重大性のほか、教育的配慮を勘案した上で総合的に検討し、学長が標準例並びに基準を示すものとする。

別表（第7条関係）

非違行為の内容		懲戒の標準例
刑 法 犯	殺人、強盗、強姦、誘拐、放火等凶悪な犯罪行為又は未遂行為	退学
	傷害行為	退学又は停学
	窃盗、万引き、詐欺、横領、恐喝	退学、停学又は訓告
	麻薬、覚醒剤等の薬物犯罪（不正所持又は使用）	退学又は停学
	痴漢行為（のぞき見、盗撮）、わいせつ行為又はストーカー行為	退学、停学又は訓告
	コンピューター又はネットワークの不正使用で悪質な場合	退学又は停学
	コンピューター又はネットワークの不正又は不適切な使用	停学又は訓告
交 通 事 犯	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合 で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等悪質な場合	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、 飲酒運転、暴走運転等悪質な場合	退学又は停学
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等悪質な交通違反行為	退学、停学又は訓告
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、 その原因行為が過失の場合	退学、停学又は訓告
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が過失の場合	停学又は訓告
そ の 他	試験等における不正行為	退学、停学又は訓告
	大学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる行為	退学、停学又は訓告
	論文等研究成果のねつ造、改ざん、盗用等	退学、停学又は訓告
	大学が管理する建造物又は器物の損壊、汚損、不法改築等	退学、停学又は訓告
	大学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	退学、停学又は訓告
	ハラスメント行為	退学、停学又は訓告
	飲酒を強要し、死に至らしめる等重大な事態を生じさせた場合	退学又は停学
	飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を生じさせた場合	退学、停学又は訓告
	未成年者と知りながら飲酒を強要、助長した場合	停学又は訓告
	未成年者が飲酒をした場合又はこれを黙認した場合	停学又は訓告
	正当な理由がなく出席常でない場合	退学
	その他学則等に違反する行為、大学の信用を著しく失墜させる行為	退学、停学又は訓告

第1号様式（第3条関係）

沖芸大第 号  
年 月 日

学生番号  
氏 名

沖縄県立芸術大学  
学長



## 自宅謹慎命令書

沖縄県立芸術大学学生等の懲戒に関する規程第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり自宅謹慎を命じます。

あなたが停学処分と決定された場合は、沖縄県立芸術大学学生等の懲戒に関する規程第6条第3項の規定に基づき、謹慎期間の全部又は一部を停学期間に算入することがあります。

### 記

- 1 謹慎命令日 年 月 日
- 2 謹慎期間 年 月 日から 年 月 日まで

第2号様式（第4条関係）

沖芸大第 号  
年 月 日

学生番号  
氏 名

沖縄県立芸術大学  
学長



## 事実調査通知書

沖縄県立芸術大学学生等の懲戒に関する規程第8条の規定に基づき、非違行為に関し事実調査を実施するので、下記事項について通知します。

### 記

- 1 調査実施日
- 2 調査の理由

### 事情聴取に係る調書

聴取日時	令和 年 月 日（ ）	聴取場所	
被聴取者氏名		聴取者氏名	

**【非違行為等について】**

発生日時		発生場所	
態様	<p>※どのような方法や状況で非違行為が行なわれたか</p>		
動機	<p>※非違行為を行なおうと考えるに至ったのはなぜか</p>		
故意・過失	<p>※主観的に犯罪（非違行為）であると認識しながら行なったのか 故意の場合その程度はどのくらいか</p>		
結果	<p>※非違行為がどのような結果を招いたか（人身、物等への直接的な被害の有無）</p>		
他学生の関与の有無	<p>※行為が行なわれた場所に立ち会っていた又は行為の原因となった事項に関与していた学生がいたのか</p>		
客体	<p>※誰に（何に）対し非違行為を行なったか</p>		
罪名・量刑	<p>※非違行為がどのような罪状で、どの程度の量刑を受けたか</p>		
過去の非違行為の有無	<p>※過去においても同様の非違行為を行なったことがあるか（常習性はないか）</p>		
影響等	<p>※他の学生等や社会に及ぼす影響はどの程度か</p>		
修学態度等	<p>※日常の修学態度、生活態度及び非違行為後の状況について、必要に応じて担当教員から聴取する。</p>		

第4号様式（第6条関係）

沖芸大第 号  
年 月 日

学生番号  
氏名

沖縄県立芸術大学  
学長



### 懲戒審査説明書

沖縄県立芸術大学学生等の懲戒に関する規程第9条第1項の規定に基づき、この懲戒審査説明書を交付します。

この通知を受けた後は、意見陳述の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出し、又は意見陳述の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類又は証拠物を提出することができます。

#### 記

- 1 意見陳述の期日及び場所
- 2 予定される懲戒処分の種類及び程度
- 3 根拠規程
- 4 懲戒処分の原因となる事実

第5号様式（第8条関係）

沖芸大第 号

住所  
氏名

## 懲戒処分書

学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条及び学校教育法施行規則（昭和22年省令第11号）第26条第2項の規定により、下記のとおり懲戒処分を命じます。

### 記

- 1 懲戒の種類
- 2 懲戒の年月日
- 3 懲戒の理由

（停学の場合）

- 2 停学期間 無期（ 年 月 日から）

（有期の場合）

日間（ 月間）（ 年 月 日から 年 月 日まで）

年 月 日

沖縄県立芸術大学  
学長



（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して14日以内に、本学学長に対し、再審査を請求することができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第6号様式（第9条関係）

公示

沖縄県立芸術大学学則第58条（沖縄県立芸術大学院学則第49条）の規定及び沖縄県立芸術大学学生の懲戒に関する規程に基づき、下記のとおり懲戒処分を行なったので公示します。

記

- 1 所属
- 2 学年
- 3 懲戒の種類
- 4 懲戒の年月日
- 5 懲戒の理由

（停学の場合）

- 4 停学期間 無期（ 年 月 日から）

（有期の場合）

日間（ 月間）（ 年 月 日から 年 月 日まで）

年 月 日

沖縄県立芸術大学  
学長

第7号様式（第10条関係）

沖芸大第 号  
年 月 日

学生番号  
氏名

沖縄県立芸術大学  
学長



### 再審査請求措置決定書

年 月 日付けの再審査の請求については、下記のとおり決定したので、沖縄県立芸術大学学生の懲戒に関する規程第15条第3項に基づき通知します。

#### 記

再審査請求書に基づき審査を行なう。

審査の結果は、決定後、速やかに通知する。

なお、再審査の請求をしたことをもって、既に通知した懲戒の効力及び執行が妨げられるものではない。

第8号様式（第13条関係）

沖芸大第 号  
年 月 日

学生番号  
氏名

沖縄県立芸術大学  
学長



### 再審査結果通知書

年 月 日付けの再審査の請求について審査を行なった結果、別添のとおり決定したので通知します。

第9号様式（第14条関係）

沖芸大第 号  
年 月 日

学生番号  
氏名

沖縄県立芸術大学  
学長



### 停学処分解除通知書

年 月 日付けで発令した停学処分について、年 月 日付けで解除します。